

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	東側ヤードの電気防食装置点検において、電極(1個)に電流が流れていないことが認められたため、当該電極を交換。	D	
2	1号機	主発電機励磁装置整流器冷却水流量の異常を示す表示が発生し、確認したところ、冷却水流量、圧力に異常が認められないことから、当該流量計を点検。	D	
3	1号機	主復水器細管連続洗浄装置(A2)において、洗浄ボール回収率の低下(1%未満)が認められたため、原因調査。	D	
4	1号機	原子炉隔離時冷却系ポンプの定例試験終了後、蒸気止め弁を遠隔(中操)で開操作(リセット)したところ、開出来ない事象が認められたため、当該弁を点検。(手順書に基づき手動操作により開)	B	
5	3号機	補機冷却海水系配管点検において、内面ライニング(ポリエチレン)に微小な穴及びふくれが認められたため、当該部を補修。	D	
6	3号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(B)伝熱管の厚み測定において、判定値外れ(1本)が認められたため、当該伝熱管を取替。	D	
7	3号機	残留熱除去系ポンプ(B)電動機点検において、軸受カラーの内・外径寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	タービンバイパス弁アキュムレーター室素ガス充填弁点検時、同充填弁(2弁)に微小な漏洩が認められたため、当該弁を交換。	D	
9	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット(A)点検時、発電機内側軸受部及び励磁機軸受部(内側・外側)のオイルリングに摩耗が認められたため、当該オイルリングを交換。	D	
10	3号機	コントロール建屋加熱蒸気系供給配管温度制御弁駆動部点検時、弁開動作に不具合(スムーズに開かない)が認められたため、当該弁を補修。	D	
11	3号機	所内用空気系圧縮機の予備機が自動起動し即停止が確認されたため、予備機自動起動回路を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	建屋換気空調系点検において、湿分離器室、復水浄化ポンプ室及びタービン駆動原子炉給水ポンプ室空調機ダンパーの保温材の脱落が認められたため、当該保温材を補修。	D	
13	その他	熱蛍光線量計読取機年次点検時のバックグラウンド設定確認試験において、エラー表示が認められたため、対応検討。(熱蛍光線量計は使用しないこと及び当該読取機のバックグラウンド設定機能は使用しないため、問題なし。)	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>*管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353